

第4回 森林整備と財源のあり方検討委員会議事録

○ 第4回検討委員会日程表等

- 1 日 時：平成29年12月19日（火）午後3時15分～5時15分
- 2 会 場：新潟県庁行政庁舎201会議室
- 3 出席者：紙谷会長、駒宮委員、長谷川委員、矢島委員、磯田委員（欠席）、
神田委員、高橋委員

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 議事の進め方について
- (3) 議 事
・森林整備及び財源のあり方について
- (4) 閉 会

5 議事の経過

事務局	(資料説明)	
会長	<p>非常に多岐にわたっていますので、まず定義から始めたいと思います。</p> <p>資料1、議事の進め方をご覧ください。</p> <p>順番に見ていきますと、対象・範囲というところから議論していただいて、決めていきたいと思います。</p> <p>合意事項は前回合意しましたので今回議論はしません。右側見ていただきますと、議論の視点とありますが、公的関与が必要な森林範囲・対象について、これは資料2の表紙に書いてある論点整理のアイウエ、これが議論するポイントになります。</p> <p>これが最初のコンテンツとなります。</p> <p>2つ目が財源について、資料1の中ほどにあります。不足分をどうするかという議論になります。これは資料3の財源のあり方の論点を議論していくことになります。</p> <p>関連施策に関しては、前回の合意事項、担い手対策と事業者、森林所有者との関係構築ですので、ここは特に触れる必要はないと思います。短い時間ですので、議論の進め方に沿って、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>まず、資料2の表紙にあります公的関与が必要な森林の範囲と対象に関して、国の検討過程で示された区分、これを条件不</p>	

	<p>利地として良いかどうかの検討になります。</p> <p>この中でもう一つ、条件不利な経済林をどうするかというのが二つ目。これも資料2-3で、すぐ下に、道からの距離が300mを越える森林という条件は仮置きということです。道から300mで良いかというところはかなり厳密に検討しなければいけない部分もありますので、とりあえず300mの距離で決めて良いかということです。他県では放置年数が条件となっている場合もあります。まずは、この2つです。国の検討過程における条件不利地をこの範囲として良いかということですが、人工林を対象にすると、これが条件不利地とすることによってよろしいでしょうか。</p> <p>資料2-3の①上の具体的基準の中にありますが、国の森林環境税の検討過程で示されたのは、急傾斜の30度以上で、1年間に5m³以下と林地生産力が低い地域ということです。更には車道から1km以上が国の基準となっています。これを対象範囲としてはどうかという訳です。如何でしょうか。</p>	
委員	<p>1点質問なのですが、急傾斜地又は林地生産力が低いというのは良いのですが、車道からの距離1km以上という事で条件不利地を定めると、新たに林道を開設すると条件不利地としていた部分は、条件不利地では無くなっていくという事になる訳です。そうすると条件不利地にお金を入れるというときに、最初に林道を作ると条件不利地がどんどん減っていくという可能性も出てきます。そのような理解でよろしいでしょうか。</p>	
事務局	<p>その理解でよろしいと思います。林道を整備した場合、森林簿に利用区域データ等が重なりますので、集計は可能かと思えます。</p>	
会長	<p>併せて資料2-3の②の条件が不利な経済林というと、道からの距離が300m超え、かつ1km未満という範囲になっております。併せていかがでしょうか。</p>	
委員	<p>森林、条件不利地における他府県の場合、道から200m超え、今回示されている道からの距離というのは、伐採した材木を移送するための道という事で車道ではないという理解でよろし</p>	

	<p>いか。まずそれを教えてください。</p>	
事務局	<p>ここで記載している道からの距離が 300m 超え、他県でも見られる 200m といいますのは、これは大型車が通る車道、林道といったものを指します。それを起点として更に林業機械が入る小さな道を入れて、実際に伐採する林の中まで入り込んで材を出すということになります。国の考え方はある程度施業が回せるのは 200m とか 300m が限界で、細い森林作業道を 300m を超えて 400m、500m 離れた距離では現実的には難しいと判断し、300m のところに線を引いている。これが国の考え方です。</p>	
委員	<p>私の質問のポイントは、国の場合は車道、これに対して都道府県の場合は道の表記なのでこれはイコールなのか違うのか、違うとすればどの条件が違うのかというのが質問の趣旨です。</p>	
事務局	<p>訂正させていただきます。この道の表記は全て車道です。</p>	
会長	<p>林業専用にする林道のようなものは基本的には森林内の車道という形になると思います。</p> <p>車道からの距離 300m の範囲で整備しようとしてもかなりの距離ですので、歩いて対応するのは現実には大変だと思います。</p> <p>仮置きという話もあったのですが、もう少し短くてもいいのかなという感じですけど、とりあえず車道からの距離 300m 超えというところで良いと思います。</p>	
委員	<p>舗装からすぐ山になっているところが入っていないという事になる訳ですけども</p>	
会長	<p>そうですね。逆にそういうケースも十分考えられますよね。</p>	
委員	<p>あと、300m かなりの距離なのですが、一つの道路を作ると両側で 600m ですよ。そうすると一つの道路を作ると非常に広大な地域が条件不利な経済林から条件が不利でない経済林に移行するという現象が起きてくるので、それはその理解で良いでしょうか。</p>	

	<p>つまり一番効率的に、この条件を採った時に、効率的な財源の使い方は、基本的に道を作っていくましよう、600m距離分だけどんどん条件が有利な経済林に変わっていくわけですから、その後は財源を入れなくていいということになってきます。それはそれで一つの考え方ですよ。どんどん対象が減って行く、しかし、それで本当に必要とされる需要なり、森林を育てる条件が確保されるということなのかどうか、これについて確認したいです。</p>	
<p>会長</p>	<p>確認なのですが、道路整備は前提としているのでしょうか。</p>	
<p>事務局</p>	<p>前提になると思います。 ただ道の入れ方自体が、いわゆる条件が不利な地域を目指して入れていくよりも、やはりいわゆる林業振興を図れる様な地域で進めていきますので、そういった面では条件不利な地域の森林整備は進みにくい部分かなと思います。</p>	
<p>会長</p>	<p>これまでは経済林で比較的経済力が高く道が作りやすいところに開設している訳ですよ。今回は本来の森林環境の趣旨からすると、こういった機能をきちんと発揮させる様な森林の整備が前提となってくるので、これまで経済的な面でしか見てなかったけれど今度はもう少し整備していくと水源涵養機能も高まるし、土砂の崩壊防止機能も高まる場所を選んでいく形ということになっていくと思います。 道に関しても、当然経済林ですから将来的には木材を出していくこともあるが、本来の趣旨からすると森林環境の整備という点で大切と考えていいですよ。</p>	
<p>委員</p>	<p>私の質問の趣旨をもう少し言い換えますと、これまでは県なり、国からの、一般財源で林道を作るのは経済林を中心に行ってきました。経済効率が一番いいからということだった訳ですが、結果として条件不利地だったりとか経済林でないところが放置されました。そのようなところが増えてきています。それを何とかしなければいけないということで、このような特別の税金を入れようとしています。そういう税金は今まで入って来なかった条件不利地や条件が不利な経済林に使う為に入れる</p>	

委員	<p>訳ですから、それを間伐とかで使っていると、経常的に必要になってくる訳ですけども、しかし先程も言った様に林道を新しく作っていきましょうということに使うと、対象がどんどん小さくなってきます。道路が入ればもう条件が不利な経済林でなくなってしまうと、それ以上は税金を使う必要は無くて経済的循環の中で反映してくださいということです。お金の使い道からするとそういう使い方が一番良いのではないのでしょうか。もちろん経過措置として道路が入るまでの間については間伐やりましょうということはありません。道からの距離ということで財源の対象が決められてくるということになるならば、最も効率的な使い道としては道路を一番優先的に作っていくということになります。</p> <p>もちろん傾斜地は外れますが、そんな傾斜地ではない、条件が不利な経済林といえば経済的な森林の生産力もあるところもあると思うが、たまたま今道路から非常に離れているので、条件が不利な経済林にされているというところがあるとするれば、そういうところは道路を作っていくことが一番考えられる訳です。しかし、道路を作っただけでは必ずしもそれは良くないんだと、それだけで経済的に回っている訳ではないとするればそれはどういう条件なのかということプラスして考えておかないと、実際に税を導入した時に使い道の議論のところで問題になってきます。そこを避けるなら道路だけの条件ではなく、何か他の条件も付けた方がいいのかなと思いました。</p> <p>経済林という考え方なのですが、道路が開設したら経済林になってくるという理屈は理論上はよく理解できます。しかし今、森林資源として見た時に、本当に経済林になっているのかという見極めが非常に重要で、闇雲に林道を開設して、それが経済林になったというのは理論上の事であって、現実に森林資源として利用できるのかということも考えないといけません。林道を開設する財源を税金で徴収し、経済林化するために投資をしていくというのは、経済林として成り立つ森林資源の価値、たとえば森林資源がどういう需要になっていくのか、資源としてどう活用されていくのかということまで考えないといけません。こういうことが道から200m、300mという基準だけで考えていくよりも、その森林をどういう資源として活用し</p>
----	---

委員	<p>ていくのかという見極めをした方が、私は非常に経済的だと思います。</p> <p>委員が仰ったのは、経済林か否かを判定する際に林地生産力だけで考えるのではなくて、むしろ林地の採算性といった部分を考えた上で経済林、つまり採算性の合うという条件を付ければ採算性が合う、競争が出来るとかあるいは木もそれなりの採算性の合う様にするのが本来の意味の経済林であって、道が道路に近くて、一応できているけれどもお金にならない、採算性に合わないということを経済林と言うのはどうか、ということかなという気がしました。そういう理解でよろしいですね。</p>	
会長	<p>今議論していただいている資料 2 - 3 の①の条件不利地で経済林ではないところ、これに関しては先程から説明いただきました様に国の森林環境税の検討過程で示されたものを使っていいかということになりますけれども、これはよろしいでしょうか。</p> <p>今のところは条件が不利な経済林のところ、これに関しては人工林ですので手をいれていくことで初めて水源涵養機能等が発揮される訳で、つまり今、手が入っていないので環境の効果が発揮されていない。環境にプラスとなる効果が発揮されていないということで、きちんと人工林の管理をしてもらいましょうということ、この道から 300m という基準になっていると思います。当然経済林は全く手を入れる必要はないという話になってしまうと手が入っていない経済林の環境機能を発揮させなければいけないところが放置されてしまうので、当然こういった範囲の指定というのは出てくると思います。これが 2 つ目の考え方です。今議論になっているその道から 300m に関しましてはしっかりとした根拠があるとは私は思えないのでこれは仮置きといった形で設定されてきましたけれど、実行にあたっては道から 300m というところをどう検討していくか、ということになるようですね。</p>	
事務局	<p>今ほどのことについて補足致しますが、仮置きと言いますかここでお示ししましたのは、方向あるいは例・具体例ということで並べてみたものでございます。</p>	

	<p>会長からお話もありました様に、この場でこれについて決めるということはおそらくできませんし、もっと技術的な検討を重ねなければいけないものだと思っております。問題はここでこの様にお書きしましたのは資料2-5を少し開いてご覧ください。前回見ていただいた訳なのですが、今、会長からお話もありました様に、経済林の中でも条件不利地程ではないけれども、なかなか採算が合わない様なことになるとそのところは資料2-5の②ということで薄く濃く色を塗ってあります。ただ冒頭少し説明が足りなかったと思うのですが本来は傾斜の急な場所だとか、林地生産力がどうかということでこの数値データがしっかりと把握できているのであれば、こういった区分ができるのですが、現実的にはこのデータの整理はありません。生産力で分けが出来ないのも、他県においても傾斜が何度だとか、車道から何mということでそこで決めるやり方をとっています。</p> <p>今ご議論いただきたいのは道から300m超えの他県の例で並べているのですが、いずれにしてもこういう条件の不利な経済林に対してもやはり関与するかどうかという話と、あるいは何かしらの形で基準を決めるというやり方でいいかどうか、ご議論していただければ幸いです。</p>	
<p>会長</p>	<p>地域によっては道から300mなんてとんでもないところもありますので、これは地域によって条件を勘案してしっかりと検討していただくというのが前提なのかなと思います。</p>	
<p>委員</p>	<p>今、道から300mという点に集中しているようですが、私としては、当然いろんな現地の状況を見ますと現実問題として、今は予算の確保が一番大変なのだろうなという気がします。</p> <p>今、この会議の中で各数字というのは目安と考えていただいて、それを決めていただくのは事務方でよろしいのではないかと考えます。</p> <p>要は、我々はどういう方向性に持っていくかというだけを考えれば良いのではないかと思います。</p> <p>財源確保ということを考えますと、細かいところまで私共が決めてあげたいですけれども、それは難しいなというのが、私の個人的見解です。</p>	

<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 委員はいかがですか。</p>	
<p>委員</p>	<p>道からの距離、どこまで測れるかということで、その林地生産の判断というか、素人ではこの判断ということがなかなか出来かねるのですけれども、他府県は放置されているというこの基準というのを我々が考える必要というのはどうなんでしょう。実際はペイしないから放置されていて、実際その機能が失われているのだとすると、そこをどうやって拾うのか、道から 300m超等で拾い上げられるならいいですけれども、どんなものでしょうか。そこが少し気になります。</p>	
<p>事務局</p>	<p>補足致します。 お手元の資料の他県の状況、参考資料の2を併せて確認いただければと思います。参考資料の2の3枚目になります。頁がふってなくて申し訳ございません。他府県の公的関与の範囲・対象という表でございます。 今、委員からお話がありました様に、他府県の森林環境税、独自に導入しているところというのは、正に採算性が取れなくて放置がなされている、このままでは非常に山が荒れてしまって災害が起きやすくなってしまいます。ここについて独自の税で関与して整備していこうというものでございます。この時に他府県がどういう基準を置いているかということと今一度ご覧いただきたいと思います。 他府県Aから一番右端AKまで37ありますが、いろんな決め方、範囲の決め方があります。まず一番上、冒頭エリアの表側をご覧ください。エリアを限定してこの範囲を全部やろうというのが厳密に言うとA・B・C・D・E、5県であります。一番右端に13という計がありますが、少し準拠してやっているところがありますが、厳密にやっている所はAからEまでです。そこから次細かく基準を決めているところがFからWまでのところであります。先程、急傾斜地だとか林地生産力というふうにガチガチでやっているんですけれども、先行しているところというのは非常に大雑把かなという気が致します。たとえば急傾斜でやっているところは3県有ります。40度以上、35度以</p>	

	<p>上、30度以上、たったこの3つしかありません。林地生産力を設けているところは2県しかありません。それから車道からの距離というところで5県しかありません。中には道から100m以上はみんなやるようになっていきます。これらは「かつ」ではなくて、「又は」です。それから標高だとたった1県です。以外と多かったのが、その下の長期間放置しているところ、ここは少し今までの議論ではなかったのですが、10年15年以上ほったらかしにしているところをやりましょうという考え方です。これが他府県の状況であります。委員からも話がありました様に、他府県の状況はこんな感じで、本県と致しましても、やはりこういう具体的な基準というのは、やはりこれから説明なり検討する中で必要なのではないかということで、先程の資料に例として挙げさせていただいておまして、この辺の感覚からも具体的な基準の必要性についてご意見いただければと思っております。</p>	
<p>会長</p>	<p>今ほどの資料の3頁目の資料の見方を少し気を付けた方がいいのは、エリアを限定と書いてあるところについて、人工林も経済林も非経済林も含めているんですね。</p>	
<p>事務局</p>	<p>そうです。</p>	
<p>会長</p>	<p>経済林が範囲に入ったところは他府県は全て対象にするという事ですね。</p>	
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>	
<p>会長</p>	<p>距離とかも考えずに決めているのも当然ある訳で、結構な数がある訳です。逆にこの道から300m以上なんて話は、その特別な機能の森林ではなくても、300m超えてしまえば、もうそれやりましょうって話です。あそこ放置しているとまずいというところをやりましょうってことです。本来の趣旨としては、距離を考えずに放置されている様なところはやってかなきゃいけないという方向ではないかと思えます。</p>	
<p>委員</p>	<p>質問いいでしょうか、AからDまではエリアを限定して条件</p>	

事務局	<p>付けずということになっているのですけれども、ここにエリア限定で公益的機能別施業森林というのでしょうか、このエリアの定義とか限定の仕方とかどのようにしているのでしょうか。</p> <p>この公益的機能別施業森林というのは、第2回の検討会の時、委員からどういった目的・機能を発揮する森林がどのくらいあるのか、という様なご質問をいただいて、第2回目の時にお示しさせてもらったのと同じ内容です。市町村ごとに森林整備計画というのを持ってまして、その中で市町村は水源涵養機能を期待するエリアはこういったところに決めようとか、土砂災害の防止をする機能を発揮するところはこういったところに決めようとか、そういったのを各市町村ごとに立てることになっていますが、各市町村が水源涵養ですとか土砂災害の機能を防止するといった市町村が決めた区域をもって、この税の対象にしようとするという考え方です。</p>
会長	<p>エリアももう決められているのですよね。フォーマットがあつて。</p>
委員	<p>今の話ですとかなり限定的ですね、そうすると、今考えているのはある程度基準でそれを代表する場合の地域で比べるとA・B・C・Dは極めて限定的した地域になるという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>今、話ありましたけれども、非常に災害として非常に危険な場所だろうとか、あるいは水源としてここは守って行かないといけないそういう観点が非常に強いエリア、府県だと思います。</p>
会長	<p>県の方で今回提案されています経済林でも採算性の低い森林、そこは仮置きですが、道から300mという距離を決めて、これは今後また予算を勘案しながらやらなきゃいけない部分もあると思うんですけれども、いずれにしろそういうところには手をいれていくということで良いのでしょうか。</p>
委員	<p>そうなのですが、やはりこのような条件がついている意味</p>

	<p>は、先程委員からもご指摘があった様に、要は採算がとれないところを公的に維持管理していこうというのが一番の趣旨なんだと思います。そこで採算がとれないっていうのをどうやって判定するのかというのが難しいので、採算がとれないというのを具体的な基準の中で急傾斜地であるとか、車道が遠いとか、長期間放置されているとか、これは条件を定めていますけど、今これは採算がとれないというのをこういった基準で判定しようという理解になってきますので、我々の方が検討する、事務局が検討する際にも、採算がとれないという条件を単に車道からの距離で測れるか、となると、委員が話したようにそれだけで採算性は決められないのではないかという意見もあるわけですから。では他にどういう条件が加わるべきなのか。本来これを見ると、長期間放置されているのはやはりそれは採算がとれないというふうになり得るのではないか。</p> <p>このあたりの条件を1つ1つ考えていく必要があります。</p>	
会長	<p>現状では、採算のとれる人工林というのが、ほとんどないと思います。道から近い、道路事情がすごくいいところ以外は。</p>	
委員	<p>吉野杉とかは経済的に十分できているのでは。</p>	
会長	<p>新潟県内ではごく一部です。</p>	
委員	<p>そうかもしれませんが、日本の森林が全部経済林ではないわけではないと思います。</p>	
委員	<p>採算が合う、合わないかを考えると、用材に使われる森林というイメージがベストですが、それ以外も用途はあるので、かなり範囲は広い、価値は変わるけど、それを採算、経済性というかどうかは誰が決めるのかはよく分からない。所有者が決めるのならそれでいいかもしれないが、客観的に決めるのであれば非常に難しいです。スギであっても上越と山北は質が違う、秋田とも違う、どうやって価値を測るといのは同じスギでも全く資源としての価値が違います。その判断は困難、したがってあらゆる可能性を含めた、幅の広さを持たないと、需要も変化するし、あまりガチガチにやらないようにした方がいい気が</p>	

委員	<p>する。例えば県の担当課がデタラメではダメですが、ある程度判断に柔軟性を持ちながら、相手は自然ですから、そういうこともあると思います。</p> <p>使いやすさから言えば、対象も狭めないし、予算も多いことは良いのですが、納税者の立場からすると、一般財源で今まで、当然林道に使われてきたものもあります。それに対して国も税として1,000円取ります。その上に県も1,000円取ります。そのときに本当にそれが必要なのか、ということを納税者は聞いてきます。その際に自由に使えるし、あった方が便利ですよということでは納得してくれないので、これだけの需要があって、必要なのです。一般財源では足りない、国から入るがそれでは足りない、プラスが必要なのですという理屈が必要です。その部分をどうするのかということを話し合っているということなのでしょう。</p>	
会長	<p>国の基準で入る分は国で、そこから外れる部分を県でどうするのか。この後の議論となります。</p>	
委員	<p>国の出す部分は条件不利地なのでしょう。そこには県は触れないのか、そこに出せるのか、国では足りないのかで県で集めて手当てするのか、これも検討材料であろうと思います。</p> <p>国の対象は条件不利地でそれ以外に出すということはまだ結論づけられていないのではないのでしょうか。</p>	
会長	<p>資料3の論点1のところで議論します。少なくともどちらも投入するという訳ではないと思います。</p> <p>今のところ、事務局提案はいかがでしょうか。条件が不利な経済林のところはどうでしょうか。</p>	
事務局	<p>事務局の説明が適切でない部分もあったのですが、道から300mのみの条件とは考えていません。このような数値を入れていますが、委員が仰るとおり採算性が低いというのは道だけの条件ではないと認識しています。他の府県についても道から遠いが、やる気のあるところは整備するかもしれないし、そういったことで放置する年数を基準としている府県もあります。そ</p>	

	<p>こは道に限定するのではなく、また、道からの距離以外にもあるかもしれないということでの基準の設定は必要とご理解いただければと思います。</p>	
<p>会長</p>	<p>それでは、資料 2-3 の①②については、事務局提案の形で決めて、検討していただくことにします。</p> <p>③と④については前回合意事項で異論はなかったのですが、その中でも具体的基準の黒丸になっているところ、公有林の部分、今回財産区有林のところをどうするのか、他の県でも生産森林組合や記名共有林はすべての県で対象になっているのですが、財産区有林、県市町村が管理する森林も公有林に入るのでこのあたりをどうすべきかという議論をお願いします。</p>	
<p>委員</p>	<p>公有林は県とか市町村が所有する森林なので、そういうところの森林の管理は一般財源から支払われてきている訳ですが、一般財源は増やせないのか、今までの財源では不足するのか、そのあたりがどういう状況なのか、現状はどうなのでしょう。</p> <p>県有林については整備が不足して荒れているような状況なのでしょう。</p>	
<p>事務局</p>	<p>財産区有林については底地を市町村が所有しているのですが、財源については調べていません。</p> <p>県が所有する森林については、十分とは言えないが、最低限の整備は進めていると理解しています。</p>	
<p>事務局</p>	<p>補足ですが、今一度資料 2-2 をご覧ください。</p> <p>公有林というときに国、県、市町村が所有して管理している森林です。財源が足りているかどうかにつきましては、これはどこまでやればいいのか、あればあるほどいいのですが公が所有しているので、少なくとも問題のないように管理していかなくてはいけません。別の見方ですが、そのような範疇にあると思います。</p> <p>そこで、資料 2-2 の左側の図の一番下をご覧ください。公有林と私有林の大きく 2 つに区分されます。国の環境税や他府県もそうですが、民間の人工林で経済的に立ちゆかない、木材</p>	

	<p>価格が低迷して採算がとれないから放置しているような森林が非常に危ない状況になってきています。その森林を、この税で何とかしていこうという考え方でございます。したがって国の環境税につきましては、公有林というのは行政でやっていくべきという部分ということで外してあります。</p> <p>一方、他府県はどうかというと参考資料203の3枚目、ここに全部の他府県の事業が記載されているのですが、表側の一番下のほうに③集落管理の森林とその下に公有林があります。37府県が全部ここにタッチしているのかということそうではありません。どちらかということ半数を下回っている3分の1程度、県営林は7県というような状況です。どちらかといえば少数派であります。</p> <p>もう1つ、その上に③集落管理ということで、このうち生産森林組合、記名共有林は、民間で地元の集落が管理しているものです。ここは全部丸がついています。しかし、その下の財産区有林は市町村所有ということで基本的には市町村管理でいいと思いますが、15県で半数を下回っています。お金があるかどうかはきりがなしと言えないのですが公のやるべき役割として、森林を管理しているということです。</p>	
会長	<p>財産区有林は市町村合併前の旧市町村が管理していた森林をその集落が現実には管理しているのではないかと理解しています。集落管理の森林に含めるべきものではないかなと思います。いかがでしょうか。</p>	
事務局	<p>財産区有林の実際の管理の状況ですが、調べたのですがなかなかつかめないところがありまして、他府県に聞くと、様々な対応があって、同じ財産区有林でも市町村が管理しているところでは対象にしないとか、地元の集落が管理しているところであれば限定的に範囲に入れているが、市町村有林に近いものもあれば、実際は集落で管理しているというものもあります。そこがなかなか整理できない部分であります。</p>	
会長	<p>そうするとこの場では確定できないということ、集落管理がされているところであれば、私有林で、市町村が管理していると明確になっているのであれば外す部分が出てくるかという</p>	

委員	<p>ことでしょうか。</p> <p>公有林を対象に含めるかということですが、市や県にしてみれば含めた方がよいのでしょうか、今まで一般財源で管理してきた、納税者の観点で見たときに、今まで一般財源として行ってきた部分はそれに対応して、それでは不足する部分に対して、あるいは対応できていない部分の森林に使ってもらいたいというのが本来の主旨になるかと思います。公有林は一般財源でとりあえずの管理はできているのならば、公有林は対象とはしない方が納得します。</p> <p>あえて公有林を対象とするのであれば、一般財源で管理してきたが、こういう部分で不足するので、公有林の管理についても、この部分は別途手当てをしてもらいたいという説明が必要となります。</p>	
会長	<p>資料2-2の論点のポイントですが、集落管理については、対象として問題はないですね。</p> <p>公有林に対してはあまりプラスの意見は出てこなかったということよろしいでしょうか。</p> <p>集落管理の森林に関しては対象にして良いということですね。</p> <p>それから、広葉樹ですが、これは前回認めるということでしたが、資料2-8の条件設定の考え方ですが、過密林ということで科学的な基準のRYを使うということで今回提示されている訳ですが、こういう具体的な指数で示していくという条件設定の考え方なのですがよろしいでしょうか。</p>	
委員	<p>これは専門家の会長がこの基準が過密林を測る手法として適切であるというのであれば、これは専門的な判断で、素人では判断できないと思います。</p>	
会長	<p>RYが1.0になると木が枯れ出す限界の値です。その8割ぐらいなので結構高い数値で、実際には間伐してもっと数値を落としていきます。私はこれでいいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>資料2-9の論点の2番目の森林施業の対象というところ、ど</p>	

<p>事務局</p>	<p>んな施業を対象とするのか。主な施業というところで間伐、下刈り・除伐等、植栽と書かれています。その下に植栽や下刈り・除伐等を公的関与の対象とすべきか、本来は、経済林を育成するための作業ですが良いですかということ、それから、国では育成複層林へ誘導、これは針葉樹と広葉樹へ分けていくような林の作り方ですが、その場合の植栽や下刈り除伐等について対象に考えています。</p> <p>事務局としての提案としては間伐、除伐、下刈り、植栽を含めるということですか。</p> <p>国では条件不利地の間伐は含めますし、手を入れなくてもいい状態に持っていくために間伐をした間に広葉樹を植えるとか、その一定期間育成のための下刈りをするとかを含めて対象にする考え方です。</p> <p>事務局として植栽、下刈り等を入れるべきか、外すべきかは、一定のエリアで国がこのような考え方であれば、同じような考え方もあるのかなと思います。</p>	
<p>委員</p>	<p>国の方は使途を災害等の部分に限っていますので、そのような場所に木がなければ植栽して育てていくというのは当然だと思います。災害を防ぐために森林が必要、維持しなくていけない訳ですから。</p> <p>そうすると国の場合は植栽等の作業は経済林からはずしていく。県の場合に経済林みたいなものを含めるのならどうするのか。国とは違った見方になると思います。確認したいのは下刈り、除伐はこれをしないと木が枯れてしまうということ。木を維持するために必要な作業だと考えるのか、新たに木を育てるために必要なのか。この位置づけを明確にして、従来ある森林を維持するためにも必要で、しないと枯れてしまうのであれば、間伐と同じような性質のものとするなら対象で、そうではなく育てるために必要となれば判断は変わってきます。</p>	
<p>会長</p>	<p>言われたとおりです。今、災害で山が崩れた場所がそのままになっているのなら、当然そこには植栽していくし、下刈りは木を植えてから雑草木を刈っていくが、成長の良い林なら4、5年で済むが成長の悪いところなら10年もやらなくてはなら</p>	

委員	<p>ない。今回特に成長の悪いところなので、以前に植えたが木が十分に大きくなっていないところに対して下刈りをします。</p> <p>除伐というのは、スギ林を育てたいが、広葉樹が入ってきてスギがなくなってしまうように行うものなので、現在ある森林の環境として維持していくために必要な森林施業と私は思います。</p> <p>まさにそのとおりで、下刈りは 10 年間ぐらい行います。今は機械でやるが昔は鎌でやるので人手がかかった。広大な面積です。</p>	
会長	<p>それではこれは含めて考えていきます。</p> <p>少し急ぎ足で申し訳ありませんが、今のところが資料 2－9 の森林整備のあり方についてでしたが、資料 3 をご覧ください。</p> <p>前回の議論の中で国の対象の範囲からはみ出す部分、金額として不足する部分に対して、県独自の財源を充てるという考え方はあるが、不足する理由の説明が必要との意見が出てきたので、今回財源のあり方の部分で、国の森林環境税（仮称）の関係についての 2 つの論点で議論していかななくてはいけない部分があるということになっています。</p> <p>論点 1 の国対象の範囲とならない部分について、県独自の財源を確保すべきか。国の環境税は条件不利地を想定しているその範囲外です。</p> <p>論点 2 は国の対象範囲であっても、国の環境税だけでは財源が不足する場合に県独自の財源を確保すべきか。経済林のところでも特に不利な経済林にも手を入れていきたいと思いますということですが。国の対象範囲外でということでもいいでしょうか。</p>	
事務局	<p>そうです。</p>	
委員	<p>確認ですが、参考資料の 13/14、14/14 の説明をいただいたときに国の環境税の①②は国の対象で、国の考え方が広がってきたと説明があったが、どのように広がってきたのか。</p> <p>その上でまだ対象外なのか、そこを説明してください。</p>	

事務局	<p>参考資料の 13/14 は検討段階で示されたもので、①②が対象として整理されてきたのですが、最終的に国が環境税の対象をどうしたかについては、お手元の平成 30 年度税制大綱の 33 頁の (2) ①ハに用途が書いてあります。</p> <p>最終的には間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用というところしか今は分からない。なかなか論点の整理ができないと思いますが、この用途で考えると国の対象であっても足りる足りない、はみ出すかどうかの判断ができないと思うので、仮にはみ出した場合、不足する状況があるとしたら県としてどうしたらいいのか考えていきたいと思います。</p>	
会長	<p>仮ということですね。仮に国の対象範囲とならない場合に県として独自財源をどうしたらいいのかということです。</p>	
委員	<p>先ほど里山の場合は対象と確認したのですが、国の場合は、異論のない部分についてのみ用途とするということになっていきますので、対象として問題ないとしたところに関しても国と重複することになるかと思います。</p> <p>国でカバーする部分で足りないかと思いますが、新潟県として税等を入れるという場合は報告書の中に 1 文、不足するとの内容を入れなくてはならない。</p> <p>国でも入れるのなら、なぜ新たに県でも入れるのかという理由を整理しなくてはならない。入れることに異論はないからといって説明がないわけにもいかない。具体的な資料で。</p>	
事務局	<p>委員の仰ったように県の方の範囲を決めてかかると、後になると重複するところが出てくるかもしれない。国があやふやな中で県がガチガチと固めるというのは難しいと思いますので国の状況を見ながら仮に重複がある場合は、そこはきちんと整理する必要があると思います。</p>	
委員	<p>大綱を見ると参考資料 1 の 13/14 の①から⑥はおそらくカバーしているといえます。</p> <p>税金を投入するのに問題はなかろうと思っているのだろう</p>	

	と。その中で県はどうすべきかということです。	
会長	確定できない状況ですが、税制大綱を、現段階ではこのように解釈したという形ですが。超える部分をどうするのか、今回触れる話ではない訳ですが。	
事務局	前半部分で必要な対象範囲として、ご意見をいただいたので、これから国の使途の詳細をきちんと見極めて整理し、重複する部分については検討していきます。	
委員	国と県とで使途について重複してもいいのですが、その場合国からの財源だけでは不足する理由があると思います。 要は説明の仕方だと思います。	
会長	資料3の論点については、形式的には確保すべきという方向でまとめていただければと思います。	
委員	1つ確認ですが、今後どういった森林について対象とするかの数字的なものも、報告書に載せるとは思いますが、森林についての登録情報はかなり大雑把な捉え方をしている場合もあるのでどこまで信用できるのか。現状の説明として信頼度がどれほどのものですか。	
事務局	森林の把握の状態についてですが、森林簿というものがありまして、傾斜度や道からの距離といった物理的なものについては、説明に耐える精度は持っていると思っています。ただ、細かい境界がどうか、所有者はどうかという社会的な部分については難しい部分があります。	
委員	傾斜、例えば中程度、急なものについてはどうですか。	
事務局	それはある程度大丈夫。	
会長	必要な議論はしていただいたということになります。 最後にまとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。	

委員	<p>これまでの議論で、公的関与が必要な森林の範囲、対象について、先ほどの条件不利地のところで、まずは国の税の検討過程で示された部分、条件不利地は必要。</p> <p>それから、条件不利な経済林での必要性は、ここで議論はあったのですけれども、現状では車道から 300mということであげておこうと思います。</p> <p>さらには集落管理の森林、これは財産区有林も含める。さらに県有林、市町村有林であっても、現状での経営の困難性を勘案して、条件によっては含めてもいいでしょうとなりますけれども、これはよろしいですか。</p> <p>ここは、委員から提案はあったのですが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。はい。(全委員うなづく)</p> <p>広葉樹に関しても管理の基準として RY という一般的な基準を使っていくことをここでは確認していただきました。</p> <p>それから公有林の範囲なのですが、里山の広葉樹林も含めて公有林と理解してよろしいですね。人工林だけではなくて。</p> <p>次の財源のところ、国の財源規模・範囲も含めて明確になっていないところもあるので、現状では今回公的関与が必要な森林で合意を得た範囲内で、国の対象範囲とならない部分や国の対象範囲であっても財源が不足するような場合、これは県独自の財源を確保する。このかたちで確認しておきたいと思います。ただし、国がカバーするというのであればそれは国の財源でいくということでもとめさせていただきたいと思います。</p> <p>また事務局の方で、整理していただいて委員にとりまとめて良いかどうか確認してもらいたいと思います。</p> <p>当初のスケジュールでは、次回が最終回になります。これにつきましては取りまとめと考えておりますので、事務局で議論の内容を整理して、私の方で確認させていただいて、具体的な文言を整理させていただきたいと思います。次回の検討委員会の前に検討した内容をご確認いただいて、最終の委員会に入りたいと思います。</p>	
委員	<p>最終の答申に入るかどうか分からないんですが、推定でもいいから現在新潟県にある森林を望ましいかたちで維持管理していくためには見積もりとしてどのくらいの予算が必要なの</p>	

	<p>かというのをベースにそれがどこまで精緻かというのはあるのですが、それに対してどのくらいの予算が必要なのか、ひとつベースにあると、現場の組合も指導しやすくなると思うんですね。年間ベースで予算として絶対必要な部分はこれしか付けていない、結果としてこのくらいのものが市町村では放置されて手が入っていない、あるいは作業許可についても所有者さんに対してこれをどうやる必要があるのだという中で、国の財源も出てきた、一般財源も使うのだけでも、予算が不足している中で変えていく必要があるのだと説明すると、非常にスッキリするのですが、ベースとしてなっているものが無い中で必要だと定性的に言っているだけだと、じゃあなんでそんなふうは何十億もお金が必要になるのですかと、結びつけ出来なくてなんかこうモヤモヤ感が出てくる。もちろん、正確な数値というのは難しいとは思いますが、ちょっとラフな数字でもいいから、もし盛り込めると非常に説明がしやすくなるのかなと。もちろん、その数字がどういう数字かと問われますけれども、そんなに正確では出来ないと皆さんが分かっている中で、ベストなたたき台が必要になると。どのくらいのオーダーのものが必要になるか。分かれば教えていただきたい。無ければ具体的な問題は生じないということスタート地点にして、この部分は伸び悩むけれど、経済林であれば当然土地所有者の管理が必要だろうと思いますし、採算が取れなくて所有者が管理出来ないところに公的な関与ということでやっていかないとそもそも森林機能を維持することなど出来ないのだということを説明出来るような最終ゴールになればいいなど。もし出来なければしょうがないと思いますけど。</p>	
委員	<p>かなり大変な作業になると思いますので、精度はあまり求めるものではないかなと思いますので、次回の委員会までにこの程度の概算ですということを含めて、出せませうでしょうか。</p>	
事務局	<p>頑張ってみます。</p>	
委員	<p>それから関連なんですけれども、国から来る分というのはだいたいどのくらいなのかその見積もりというのは国から来るのか、推計か何かあるのか、一応このくらいで案分しますよと</p>	

